

平成 20 年分 所得税・住民税確定申告について

2月2日から3月16日までの確定申告日程が決まりました。
今年から各地区の確定申告の期間が短くなりました。大変込み合いますので、なるべく指定日にお越しください。

※2月2日から2月6日までの間は、給与・年金の方の受付です。また、給与・年金以外の農業・営業・その他の所得がある方の確定申告相談も行います。

※申告に必要な領収書、証明書等は大切に保管し、申告時にお持ちください。

◆申告会場

中山地区：中山農村環境改善センター
名和地区：役場本庁舎第3・4会議室
大山地区：大山支所第1会議室

◆受付時間

午前：9時～11時、午後：13時～16時

月日	曜日	午前（受付時間9：00～11：00）	午後（受付時間13：00～16：00）	対象地区名
		対象部落名		
2月2日～ 2月6日	月～ 金	還付申告受付（給与・年金）、確定申告相談		全地区
2月16日	月	中山口・田中・北御崎・浜ノ上団地 阿弥陀山・中山Mコーポ	潮音寺・栄田・金屋・植松・南御崎・曲松	中山地区
2月17日	火	下田中1区・中林・赤坂	羽田井・下田中2区・ナスパルタウン・下甲	
2月18日	水	八重・樋口・萩原・報国・退休寺	束積・石井垣・下市駅前・春日・因ノ庄 さざんか台団地	
2月19日	木	塩津・二本松・香取・殿河内	上市・下市・高橋	
2月20日	金	林之峯・庄田・大中尾・岡 住吉・中池谷・西住吉	松河原・長野・中尾	
2月23日	月	平田・稲光・富岡・保田	上万・荘田・安原	大山地区
2月24日	火	平木・中高2区・唐王・やすらぎの里	上野・神原・上中高・中高1区・野田・清原	
2月25日	水	中高3区・西区・大山口・大山口団地 栄・新栄・末長	福尾・所子・末吉	
2月26日	木	長田・あずみの郷・妻木	國信・原・別所	
2月27日	金	畑・明間・あけまの森・大山・種原 一の谷・美野留・坊領（1～4班）	佐摩・蔵岡・香取・飯戸・大谷・下槇原 宮内	
3月2日	月	赤松（上・下口・奥村）・中槇原・前 今在家・今在家住宅	平・坊領（5～8班）・赤松（中口・河原）	
3月3日	火	倉谷・峯小竹・小竹・上坪東	上前谷・下前谷・上木料・下木料	
3月4日	水	上坪西・陣構・楽仙・ひかりが丘・八景台	下坪・西坪・駅前・富長東	
3月5日	木	古御堂・文珠領・中村・千歳・大塚・福田	富長中・富長西・茶畑・塚根・古原・押平	
3月6日	金	東高田・新高田・大雀・押平1区	上高田・西高田・押平2区・押平3区 南高田・上福	
3月9日	月	坪田3区・香取弥生・門前・神田 東谷・上大山	坪田1区・坪田2区・栃原・渡道・旧奈和	
3月10日	火	梶原・宮団・下大山・新坪田	御来屋 東・1・2・3・4・5区	
3月11日	水	御来屋 6・7・8・9・10・11区	御来屋 南・港区・みどり区・のぞみ区	
3月12日	木	未申告の方（中山地区） 申告会場：役場本庁舎第3・4会議室		名和地区
3月13日	金	未申告の方（大山地区） 申告会場：役場本庁舎第3・4会議室		
3月16日	月	未申告の方（名和地区） 申告会場：役場本庁舎第3・4会議室		

※2月2日～6日までの間は、給与・年金の方の所得税の還付申告の受付を行います。
また、給与・年金以外の農業、営業、その他の所得がある方の相談も行います。

寝たきり状態にあり、治療上おむつの使用が必要な方は、そのおむつ代を所得税や住民税の医療費控除の対象とすることができ、確定申告を行う場合、医師の証明書を添付する必要がありますが、おむつ代の医療費控除を受けると2年目以降で、介護保険の要介護認定（要支援は除きます）にかかる主治医意見書の内容が一定の要件を満たしている方は、大山町で交付する「おむつ使用確認書」を、医師の証明書のかわりとして行うことができます。

おむつに係る費用 の医療費控除につ いて

障害者手帳などのない方でも、平成20年12月31日時点で介護保険の要介護認定（要支援は除きます）を受けている方は、「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることにより、所得税と住民税の障害者控除あるいは特別障害者控除の対象となります。

障害者控除対象者 認定書を交付します